

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	6810-017-1123-5	仕 様 書 番 号	
凍結防止液		EQ-K170037H	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成14年10月 2日
		変 更	平成27年11月20日
		作成部隊等名	関東補給処 松戸支処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において航空機の防氷、除氷用ウォッシャー液及び洗浄剤などに使用する凍結防止液（以下、“製品”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

#### 安全データシート（以下、“SDS”という。）

化学物質など取扱いに配慮を要する物質を含む製品について、労働安全衛生法第57条の2及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第14条に基づき、危険有害性などの、使用者が安全に使用できるようにするために必要な情報が記載された文書をいう。

なお、細部の記載要領は、JIS Z 7253による。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS K 1522

イソプロピルアルコール（イソプロパノール）

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

NDS Z 0001

包装の総則

NDS Z 8011

角形銘板

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### c) 法令等

消防法（昭和23年法律第186号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

## 2 製品に関する要求


### 2.1 品質

製品は、JIS K 1522の箇条3に合致したものとする。

### 2.2 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、図1による。ただし、製造年月に代えて出荷検査日を記載できるものとし、その場合、製造年月と表示せず出荷検査日と表示するものとする。

なお、使用方法、取扱及び保管上の注意事項は日本語表記で記載するものとし、国内の消防法及び労働安全衛生法に該当する場合は、その旨を明記するものとする。

陸上自衛隊  a)
品名 凍結防止液
物品番号 6810-017-1123-5
内容量 18 L
製造年月又は出荷検査日 b)
納入年月 年 月
ロット番号
納入者又は製造者 c)

**注記** 用字及び書体は、NDS Z 8011による。

**注 a)** 機関名及びGLT-CG-Z000001の図2fに示す物品管理区分標識を記載する。

b) 製造年月又は出荷検査日を記載する。

c) 納入者又は製造者の名称又はその略号を記載する。

**例** 製造者 ○○化学工業(株)

図1－製品の表示

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官（以下、“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 容器

容器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、危険物保安技術協会の危険物運搬容器基準適合性試験確認済証の表示のある金属板製18リットル缶とし、内容量は18 Lとする。また、へこみ口ふた、プロテクター及びベロ及び手環を付けるものとする。

### 4.2 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.3 外装の表示

外装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、NDS Z 0001によるものとし、次の項目を明記するものとする。

a) 機関名及びGLT-CG-Z000001の図2fによる物品管理区分標識

- b) 調達要求番号
- c) 品名（製品の呼び方）
- d) 物品番号
- e) 梱入数量
- f) 製造年月又は出荷検査日
- g) 納入年月
- h) ロット番号(付与されている場合)
- i) 契約の相手方の名称又はその略号

#### 4.4 納入単位

納入単位は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、20℃における容量（L）とする。

### 5 その他の指示

#### 5.1 承認審査

入札を希望する者は、入札に先立ち、GLT-CG-Z000001の簡条6に基づき、2.1についての承認用図面等（品質保証書又は試験成績書等）を担当官に提出し、承認を得るものとする。ただし、GLT-CG-Z000001の6.6によって、提出を省略することができる。

#### 5.2 納入書類

##### 5.2.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、日本語表記版のSDSを1部とする。

なお、SDSは作成日又は改定日を明記した最新版のものとし、製品が国内の消防法及び労働安全衛生法に該当する場合は、その旨を明記するものとする。

##### 5.2.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納入に先立ち、日本語表記版のSDS 1部を陸上自衛隊関東補給処松戸支処需品部へ提出するものとする。

なお、SDSは作成日又は改定日を明記した最新版のものとし、製品が国内の消防法及び労働安全衛生法に該当する場合は、その旨を明記するものとする。

#### 5.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書の内容について疑義を生じた場合、担当官の指示を受けるものとする。